

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）2月20日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	新ひだか町 小学校 教 諭 男 性 （48歳）	懲戒免職	令和4年6月6日（月）、用便をする他人の姿態を撮影するため、自校女性職員専用トイレの個室内に小型カメラを設置した。
2	札幌市 高等学校 時間講師（非常勤） 男 性 （60歳）	戒 告	令和4年10月6日（木）、教室で授業中、生徒がスマートフォンを使用していたことから、口頭により指導したが従わず、反抗的な態度をとったことに感情的になり、右の平手で当該生徒の頭頂部を1回たたいた。